

## 令和4年度富山県毒物劇物取扱者試験受験案内

新型コロナウイルス感染症等の影響により、試験を延期や中止等する場合があります。

その場合は、富山県のホームページにてお知らせします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、願書提出時点で県内に居住の方、県内に在学または勤務している方のみ受付します。お住まいの都道府県で実施される毒物劇物取扱者試験を受験していただきますようお願いします。

### 1 試験日時

- (1) 試験日 令和4年11月9日(水)
- (2) 受付時間 午前9時から午前9時45分まで
- (3) 試験時間 午前10時から午後0時30分まで

### 2 試験場所

富山県農協会館(富山市新総曲輪2番21号 電話076-445-2051)

### 3 試験の種別

- (1) 一般 毒物劇物の全品目を取り扱う者
- (2) 農業用品目 農業上必要な毒物劇物のみを取り扱う者
- (3) 特定品目 特定の毒物劇物のみを取り扱う者

### 4 試験方法及び試験科目

- (1) 試験方法 筆記(マークシート方式)により実施します。  
※実物を使用した試験(実物鑑定)は実施しません。

#### (2) 試験科目

- ア 毒物及び劇物に関する法規
- イ 基礎化学
- ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法  
(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第二に掲げる劇物に限る。)
- エ 毒物及び劇物の識別及び取扱方法(ウの( )内に同じ。)

### 5 受験手続

#### (1) 出願書類

- ア 受験願書 1部
- イ 写真 1枚

出願前6か月以内に撮影した無帽(出願者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認める場合を除く。)、正面向き、上半身、無背景で、縦6cm×横4cmのもの(顔の小さなものは避けること)を所定の様式(写真票)に糊付けし、必要事項を記入してください。写真の裏面には、住所、氏名、生年月日及び撮影年月日を記載してください。

※インターネットによる入手も可能です。

富山県のホームページ (<https://www.pref.toyama.jp>) に掲載する毒物劇物取扱者試験のお知らせから、添付ファイルをダウンロードしてください。

※受験願書、写真票はそれぞれ別の用紙で提出してください(受験願書と写真票を両面印刷しないこと)。

(2) 受験手数料

10,500 円を富山県収入証紙により納付してください。(富山県収入証紙は受験願書に貼り、消印はしないこと。)

(3) 出願書類の提出期間及び提出場所

ア 窓口受付

(提出期間)

令和4年7月25日(月)から8月5日(金)(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(提出場所)

富山県厚生部くすり政策課、富山県内の厚生センター又は厚生センター支所に提出してください。

イ 郵送受付

(提出期間)

令和4年7月25日(月)から8月5日(金)(当日消印有効)まで

(提出場所)

富山県厚生部くすり政策課(〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号)

郵送の際は、封筒に「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留により、富山県厚生部くすり政策課に送付してください。なお、令和4年8月5日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

受験願書が受理されると、後日受験票(ハガキ)を郵送します。

令和4年9月22日(木)になっても、受験票が届かない場合は、富山県厚生部くすり政策課(電話 076-444-3234)まで問い合わせてください。

## 6 合格発表

令和4年12月9日(金)午前9時に、富山県庁正面掲示板、各厚生センター・厚生センター支所及び富山県のホームページ (<https://www.pref.toyama.jp>) において、合格者の受験番号を発表します。

また、合格者には合格証を送付します。

## 7 携行品

受験票、筆記用具(B又はHBの黒鉛筆又はシャープペンシル、プラスチック消しゴム)、時計(携帯電話及びスマートフォン等の端末不可)

## 8 試験結果の開示

受験者本人から口頭による開示請求(以下「簡易開示請求」という。)があった場合、次により試験結果を開示します。

(1) 開示する内容

総合得点及び科目別得点

(2) 開示を行う期間及び時間

令和4年12月9日(金)から令和5年1月10日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日～1月3日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 開示を行う場所

富山県厚生部くすり政策課

(4) 開示請求に必要な書類

受験票等の受験者本人であることを証明するもの

(5) その他

簡易開示請求を行うことができる者は、受験者本人に限ります。また、簡易開示請求は直接口頭によるものとし、郵送、電話等によることはできません。

## 9 その他

(1) 試験会場の駐車場は利用できません。自動車での来場はご遠慮願います。

(2) 受験手数料は、受験願書が受理された後は一切還付しません。

※富山県厚生部くすり政策課及び各厚生センター・厚生センター支所の所在地等は以下のとおりです。

名称	所在地	電話番号
新川厚生センター	〒938-0025 黒部市堀切新 343	0765-52-1225
新川厚生センター 魚津支所	〒937-0805 魚津市本江 1397	0765-24-0359
中部厚生センター	〒930-0355 中新川郡上市町横法音寺 40	076-472-4094
高岡厚生センター	〒933-8523 高岡市赤祖父 211	0766-26-8416
高岡厚生センター 射水支所	〒939-0351 射水市戸破 1875-1	0766-56-2666
高岡厚生センター 氷見支所	〒935-0021 氷見市幸町 34-9	0766-74-1780
砺波厚生センター	〒939-1506 南砺市高儀 147	0763-22-4507
砺波厚生センター 小矢部支所	〒932-0833 小矢部市綾子 5532	0766-67-1070
富山県厚生部 くすり政策課	〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7	076-444-3234

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、願書提出時点で県内に居住の方、県内に在学または勤務している方のみ受付します。お住まいの都道府県で実施される毒物劇物取扱者試験を受験していただきますようお願いいたします。